

大川広域行政組合広域連携推進事業基金条例

〔 令和 2 年 7 月 1 日 〕  
〔 条 例 第 4 号 〕

(設置)

第 1 条 大川広域行政組合に大川広域行政組合広域連携推進事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

2 基金は、さぬき市及び東かがわ市における老人福祉、地域防災、文化振興及び衛生推進等、地域の実情に応じた取り組みと広域連携の推進に資することを目的とする。

3 基金は、香川県が交付する市町広域連携事業支援補助金等により設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第 1 条第 2 項に定める目的を達成するために必要な経費の財源に充て、又は基金に繰り入れることができるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 大川広域行政組合管理者（以下「管理者」という。）は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用ができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条第 2 項に定める事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。